

2017 年米国公認会計士協会 (AICPA) 年次全国大会報告

ASBJ 専門研究員 しまだ 島田 ようこ 謡子
 ASBJ 専門研究員 やまね 山根 ゆういち 雄一

I. はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) の全国大会—最近の米国証券取引委員会 (SEC) 及び公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の動向—が、2017 年 12 月 4 日から 6 日にかけての 3 日間、米国ワシントン DC にて開催され (ニューヨークにも同時中継)、SEC や PCAOB、米国財務会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準審議会 (IASB) などからの出席者により、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点等について発表ないし討議が行われた。企業会計基準委員会 (ASBJ) の事務局からは、2 名 (筆者) が参加した。

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点を当てつつ、概要についてご紹介させていただく。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

II. 主要なセッションの概要報告

2017 年 12 月 4 日 (月) (第一日目)

1. AICPA 議長の講演

(スピーカー：AICPA 議長キンバリー・エリソン・テイラー (Kimberly Ellison-Taylor) 氏)

投資家保護を拡充し、AICPA の取組みに対する信頼を回復するために、徹底した取組みが必要であること、特に、①サイバーセキュリティの分野、②職業専門家としての将来の備え、③優れた職業専門家の育成の 3 つが、職業専門家として重要な領域であると考えているとの説明がなされた。

スピーチでは、サイバーセキュリティやブロックチェーンなどを例に、急速に変化する市場についての説明とともに、それらに対する AICPA の取組みが紹介された。また、特に仮想通貨について市場の関心が高まっていることに触れ、会計上の整理は簡単ではなく、真剣な取組みが必要であるとの見解が示された。

最後に、IT 技術の急速な進歩による会計及び監査手法に与える影響は脅威ではあるが、それらに果敢に取り組む必要があること、また、急速に変化する市場において、職業専門家とし

でのあり方も変革期に来ており、変化する世界に必要とされるサービスやスキルを提供することができる新しい専門家の育成に取り組むことが重要であることが強調された。

2. SEC 委員長と SEC 主任会計官との対談

(スピーカー：SEC 委員長ジェイ・クレイトン (Jay Clayton) 氏及び SEC 主任会計官ウェズリー・ブリッカー (Wesley Bricker) 氏)

SEC 委員長のジェイ・クレイトン氏と SEC 主任会計官のウェズリー・ブリッカー氏から、SEC の使命、新しい会計基準、監査人及び監査委員会の役割等について対談が行われた。以下においては、主に SEC の使命及び新しい会計基準に関する部分の概要をご紹介します。

(1) SEC の使命

クレイトン委員長から、米国の資本市場に対する投資家の高い信頼を維持すること、特に、一般投資家の理解を促進することが、SEC の継続的な使命であるとの説明がなされた。また、IFRS ベースで財務諸表を作成している外国登録企業に投資する米国の投資家が増加しており、SEC は、首尾一貫した IFRS の適用に強い関心を抱いていること、また IFRS と米国会計基準との差異を軽減するよう、引き続き対話していく必要があるとの見解が示された。それを受け、ブリッカー主任会計官から、SEC の関心は、必ずしも単一の会計基準のみにあるのではなく、FASB と IASB の相互利益のために経験を共有し、協力関係を築いていくことにあるとの意見が述べられた。

(2) 新しい会計基準

ブリッカー主任会計官から、今後数年間は、収益、リース及び信用損失といった、新しい会計基準の適用に焦点をあてていくとの説明がなされた。収益認識基準については、包括的な開

示が義務付けられる等、企業の取引の理解に役立つ情報の提供が期待されるとの見解が示された。また、SEC スタッフ会計公報 (SAB) 第 74 号 (SAB Topic 11. M) に基づく影響額の開示は、会計基準の変更に伴う影響を投資家が理解するために、2017 年 12 月期において重要な開示となることが強調された。

3. SEC の主任会計官室 (OCA) の最近のプロジェクト

今後、収益認識、リース及び信用損失等の主要な会計基準の適用が迫っており、この 3 つの基準に関して寄せられた論点に対する SEC の主任会計官の見解が説明された。主な内容は、次のとおりである。

(1) 収益認識

① 生産前活動

従前の Topic 605 において生産前活動を収益として認識していた場合でも、Topic 606 において履行義務 (すなわち、収益に関連する活動である) と判断すべきか否かの評価が必要である。過去に生産前活動が収益に関連する活動ではないと考えていた場合は、企業が当該会計処理を引き継ぐことには反対しないが、判断を変更する場合には、OCA に相談することが推奨される。

② 履行義務の識別

複数の約束を単一の履行義務とすべきか否かを判断する場合の指標である「相互関連性」について考慮する場合、単に相互関連性があるのみで単一の履行義務であると判断してはならず、相互に「著しい」影響があるかどうかを考慮しなければならない。

③ 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討は、適用が困難であり、問合せの多い分野である。特に、デジタル広告のような、一瞬で完了する取引につい

て、財又はサービスが最終顧客に移転される前に、仲介者に支配が移転されるかについての判断は困難である。Topic 606 では、本人か代理人かの判断に資する指標が設けられているが、それらをチェックリスト的に用いてはいけない。また、本人か代理人か選択可能なものであると考えるべきではなく、基準の定めに従って慎重に判断する必要があることに留意されたい。

④ 出荷及び配送活動

OCA は、企業が出荷及び配送活動について、売上原価として費用計上することにも、従前の会計方針を引き継ぐこと（売上原価以外のケースもあり得る）にも反対しない。ただし、重要な出荷及び配送活動を売上原価以外に分類している場合には、損益計算書上で認識した金額及び科目名を開示することも検討すべきである。

(2) リース

① リース負債の測定

借手が新基準（Topic 842）への移行時に、従前オペレーティング・リースとされていたリース取引についてリース負債を当初認識する場合、従前の Topic 840 に定義される、最低リース料総額の定めを用いて測定することが求められる。Topic 840 には、保険、維持管理及び税金といった履行コスト（executory cost）に関連する金額を含めるべきかについては明記されていないが、企業が従前の会計処理を引き継いでいる限り、OCA はその取扱いには反対しない。

② 追加借入利率

新リース基準への移行時に使用するリース負債の追加借入利率を、当初のリース期間と残存するリース期間のいずれに基づいて算定するのかについて明確な定めはないが、OCA は、首尾一貫した適用がなされる限り、

いずれの方法が用いられても反対しない。

(3) 信用損失

① 担保依存金融資産

信用損失に関する新しい基準では、担保依存金融資産について、担保権執行の可能性が高くない場合でも、担保の公正価値に基づいて当該金融資産の信用損失を測定できるとする実務上の便法が認められている。借手の破産通知を受領したが、担保権執行の可能性が高くない場合、実務上の便法を適用せず、一般的な予想信用損失モデルを適用することについて、OCA は反対しない。

② PCD モデルの適用範囲

小売業者による割賦払いによる融資の実行直後に、企業が当該融資を購入した場合、融資の実行後に信用毀損が生じていないため、OCA は、信用毀損金融資産（Purchased Financial Assets with Credit Deterioration：PCD）モデルを使用することには反対である。また、企業は、小売業者が実行した割賦払い融資を担保とした融資を小売業者に実行した場合、それは金融資産の購入ではなく、融資の実行であるため、PCD モデルを使用することはできない。

4. 開示の有効性

SEC の企業財務部のアソシエイト・ディレクターであるカレン・ガーネット（Karen Gannett）氏から、開示の有効性を向上させるための SEC のこれまでの取組みが紹介された後、参加者により開示の取組みについてパネル・ディスカッションが行われた。FASB 理事のマーク・シーゲル（Marc Siegel）氏から、FASB では、開示フレームワークを改善するための提案の一環として、ボードの意思決定プロセスの改善にも取り組んでいるとの説明がなされた。また、企業は、開示が必要かどうかを決

定する際に、重要性の定めを検討し、自身の業種において目的適合性のある情報とは何かに焦点をあてるべきであるとの見解が示された。さらに、FASBでは、重要性の定義を、FASBの財務会計概念書上ではなく、FASBによる会計基準のコード化体系（FASB-ASC）に含めることを検討しているとの説明がなされた。

財務諸表作成者である参加者からは、平易な用語を用いること、相互参照の使用により重複開示を削除すること、注記の記載を重要性に基づく順番で記載すること、重要性のない開示を削除することなどにより、多くの企業が、自発的に財務諸表の開示の改善に取り組んでいるとの報告がなされた。また、他の財務諸表作成者からは、SECからの要求に準拠することと、投資家とのコミュニケーションを図ることのバランスが重要であるとの意見が聞かれた。

2017年12月5日（火）（第二日目）

5. FASB 議長による講演

（スピーカー：FASB 議長ラッセル・ゴールデン（Russel Golden）氏）

ここ数年で多くの新基準の公表に至ったことに触れ、今後は、新基準の導入支援を最優先事項とすることに加え、投資家に多くの優れた情報を提供しつつ、財務諸表作成者と監査人が、コストや不確実性を軽減する方法を模索していくこと、すなわち基準設定プロセスの「カイゼン」を行うことが説明された。

今後のプロジェクトとしては、2018年は、保険の会計基準や、開示に関する様々な取組み（確定給付制度、公正価値測定、法人所得税及び棚卸資産に関する開示の見直しなど）の完成に向けて注力していくこと、また、アジェンダ・コンサルテーションを通して、資本の特徴を有する金融商品、業績報告の分解表示、セグメント報告に関連する集約の要件及び開示をアジェンダに追加したことが紹介された。

司会者を通じた質疑応答

その後のQ&Aセッションを通じて、以下のコメントがなされた。

- FASB と IASB の共同作業について
両者の協力関係は良好であり、スタッフレベルにおいても定期的に会議を開催している。各プロジェクトに対して、米国会計基準とIFRSの両基準が、共通の結果となるように対話を継続していく。
- ジェイ・クレイトン SEC 委員長の「会計基準は経営者の企業経営に対する考えを反映している」という発言について
会計基準は中立に取引及び経済事象を反映するものであり、経営者の行動に影響を及ぼすものであってはならない。

6. FASB の会計基準設定に関するアップデート

（スピーカー：FASB テクニカルディレクター兼、発生問題検討委員会（EITF）議長スーザン・コスパー（Susan Cosper）氏）

FASB のゴールデン議長の講演に続き、スーザン・コスパー氏から FASB の主要プロジェクトに関するアップデート情報が報告された。FASB の取組みとして、市場関係者が基準を理解し、首尾一貫して適用できるよう、様々な方法で支援を行っていることが紹介された。主な内容は次のとおりである。

(1) 収益

これまでに、収益認識基準に関連して、108件の質問が寄せられており、そのうち、72件を移行リソース・グループ（TRG）で取り扱い、残りの36件は、事実に基づいたテクニカルな質問としてFASBスタッフが対応している。質問が多く寄せられている論点は、履行義務の識別や、取引価格の測定である。履行義務の識別に関しては、例えば、フランチャイズ契

約において、フランチャイザーに支払われるフランチャイズ料の取扱い（フランチャイザーが提供するトレーニングなど、様々な財又はサービスが含まれる。）や、ライセンス契約においてライセンスの供与者が提供するテクニカル・サポートやアップデートについて、履行義務として識別すべき財又はサービスは何かというものである。いずれのケースにおいても、基準のフレームワークに当てはめた判断が必要になる。

(2) リース

リースの適用については、多くの質問が寄せられている。主な論点は、移行措置、リースの借手の会計処理、リースの範囲などである。特に、Topic 842 に従った場合に、新たにリースとして認識すべきか否かという論点や、変動リース料に関する測定等の論点が多く寄せられている。寄せられた質問のうち、いくつかの論点については、作成者の実務負担を軽減するため、基準の修正を行う予定である¹。

(3) 信用損失

金融商品の減損に関する新しいモデル（現在予想信用損失（CECL）モデルと呼称される。）は、将来の予測情報を考慮するものであり、より早期に金融商品の信用損失が認識されることになる。当該改訂は、金融機関のみならず、売上債権や、満期保有目的有価証券を有しているすべての企業に影響を及ぼすものである。基準を最終化するまでに2回のTRGを実施しており、このことが、新基準が運用可能かどうかを確認するのに役立つと考えている。また、2018年にTRG会議を開催する見込みである。

(4) ヘッジ会計

ヘッジ会計基準の改訂により、ヘッジ会計が適用される取引が増加し、ヘッジ会計と企業のリスク管理活動との整合性が向上するとともに、財務諸表利用者が企業のヘッジ戦略を理解するのに役立つことが期待される。また、ヘッジ会計の適用が簡素化されたこともあわせ、基準改訂に対する市場の反応は非常に好意的であり、早期適用を予定している企業も多いと聞いている。関心の高さを反映して、すでに多くの質問が寄せられており、その多くは、非金融項目に対するヘッジ対象リスクの部分指定に関連する論点や、期限前返済可能金融資産に対する最下層アプローチ（期限前返済等に影響を受けないと見込まれる金額をヘッジ対象として指定するアプローチ）の適用に関する論点である。

(5) その他のプロジェクト

仮想通貨についてはFASBのアジェンダには含まれていないが、スタッフは調査を開始しており、FASBのアジェンダの優先順位を決定する会議において、検討される予定である。

(6) 司会者を通じた質疑応答

その後のQ&Aセッションを通じて、以下のコメントがなされた。

- のれんの償却の是非を検討する可能性についての質問に対し、のれんの償却に関するプロジェクトは現在リサーチ・アジェンダとなっており、スタッフが過去の議論を整理している状況で、将来のアジェンダに追加するかについては2018年の第1四半期にFASBボードと協議することが示された。

1 FASBは、2018年1月5日にASU案第2018-200号「リース（Topic 842）：限定的な改善」を、また2018年1月26日にASU第2018-01号「リース（Topic 842）：Topic 842への移行のための地役権の実務上の便法」を公表している。

7. IASB ロイド副議長の講演の概要

(スピーカー：IASB 副議長スー・ロイド (Sue Lloyd) 氏)

IASB のロイド副議長から、IASB の取組みとして、これまでの10年は、収益認識、リース、金融商品、保険などの主要な基準の開発を通じて、財務情報の「内容 (Contents)」を改善することに重点をおいてきたこと、また、今後は、コミュニケーションの改善を通じて、財務諸表の「形式 (Format)」面に焦点をあてていくことが説明された。

コミュニケーションの改善としては、基本財務諸表プロジェクト、開示の改善プロジェクト、IFRS タクソノミの開発に取り組むことや、幅広い企業報告、経営者による説明に関する実務記述書のアップデート等に取り組むことが説明された。

最後に、IASB は、今後財務情報をどのように集約し、伝達するかには焦点をあてていくが、これは、会計基準には関連しない論点であり、米国と議論する機会がより増加するものであること、また、会議の参加者に見解を共有してほしいとのメッセージで締めくくられた。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションでは以下のようなコメントがあった。

• FASB との連携について

これまでに、収益認識、リースといったプロジェクトで共通の取組みを行ってきた。また会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 等を通じての関係も非常に重要であると考えている。今後も、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト等において、コミュニケーションを図り、認識を共有し、可能であれば首尾一貫したガイダンスを提供できればと考えている。

• リース会計基準が、FASB と IASB とで異なる

結果となった理由

リース会計基準の改訂で最も重要であったのは、オペレーティング・リースに関するリース負債を認識することであり、その部分は一致している。IASB は、損益の認識において、減価償却費と利息費用を分けることが重要であると考え、この点が異なる結果となってしまった。ただし、リースの定義や範囲は共通している。

• 仮想通貨の取組みについて

これまでに ASAF や各国基準設定主体 (NSS) において、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) による分析を議論した。分析では、仮想通貨の現状や、会計上論点となり得ると考えられる点についての AASB の見解が紹介されており、興味深いものであり、会議では、状況を注視していくことが議論された。対応について、FASB から良い案が出された場合には、ぜひ参考にさせていただきたい。

8. 収益認識

IT 企業、製造業の財務諸表作成者及び会計事務所の参加者により、早期適用会社等の経験をもとに、強制適用が目前に迫った収益認識基準について、開示と投資家とのコミュニケーションに焦点をあててパネル・ディスカッションが行われた。

(1) 適用上の困難

財務諸表作成者からは、収益認識基準適用に向けての実例が紹介された。原則主義的な基準となったため、判断が要求される局面が多くなったこと、また、その判断にあたり事実の完全な理解や十分な分析が必要とされた点について、適用上の困難さを感じたとの見解が示された。また、規制当局や監査人により、要求される判断の根拠が異なる点に苦労したとの意見が

聞かれた。その中で、AICPA が公表している、業種別のガイダンスや、TRG での議論が各企業のばらつきを軽減するのに役立つとの説明がなされた。

(2) 開示

開示のボリュームが大幅に増え、堅牢な開示を行うための情報収集に非常に時間がかかること、また会計基準の変更による影響を投資家に理解してもらうために、広報部門やアナリストに向けた教育に時間とリソースをかける必要があるとの意見が聞かれた。開示が困難である項目として、収益の分解表示、残存履行義務の開示などが挙げられた。収益の分解表示は、セグメント情報以上の情報開示が求められるが、企業の事業を理解するためには意味のある数字であるとの指摘がなされた。残存履行義務の開示については、監査対象外の数値として公表していた受注残とは異なる点に難しさがある点が繰り返し強調された。

また、Topic 606 の適用直前であることから、2017 年 12 月を期末とする年次報告書における SAB 第 74 号に基づく会計基準の変更に伴う影響額の開示について、より信頼性の高い数値が求められていると感じているとの見解が示された。

2017 年 12 月 7 日（水）（第三日目）

9. リース会計基準

製造業、レンタル会社の財務諸表作成者及び会計事務所の参加者により、適用に向けて直面している課題や、適用に向けての対応などが紹介された。財務諸表作成者より、直面している課題として、データ収集・分析の実施や、プロセス構築の必要性などが挙げられた。特に、企業が全世界で事業を展開しており、その事業の内容が多岐にわたる場合は、事業ラインごとに検討の範囲、関連する契約やその評価がまった

く異なるため、リースが含まれると考えられる契約の特定、情報を収集し、評価を行うこと、さらに今後、継続的に各社・各部門で会計処理を行っていくためのプロセス構築（システム改良を含む。）に膨大な時間がかかることが繰り返し説明された。また、これらの分析を全社的に実施し、プロセスを展開するためのリソースの確保や教育が重要であるとの意見が聞かれた。

10. 持続可能性報告書及び保証

持続可能性報告書について前 FASB 議長であり、米国サステナビリティ会計基準審議会のロバート・ハーツ理事をはじめ、サステナビリティに関する国際基準の作成及び普及を目的とする非営利団体である GRI（Global Reporting Initiative）の副議長及び会計事務所の代表者から、持続可能性報告書の動向が紹介された。主な内容は、次のとおりである。

- S&P 500 登録企業の 80% 以上が持続可能性報告書を公表している。
- 投資家は持続可能性報告書に注目しているものの、情報の信頼性及び比較可能性について多くの懸念を示している。
- AICPA が公表したサステナビリティ情報（温室効果ガス排出情報を含む）に関する保証業務のガイダンスを公表し、当該分野は監査人が活躍できる新たな領域である。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、新基準の導入という大きなテーマに加え、市場を取り巻く環境の急速な変化が、今後どのように資本市場及び会計・監査に影響を及ぼすかについて強い関心が寄せられているとの印象を受けた。特に、様々な議論の中で仮想通貨が取り上げられ、市場の関心

の高さがうかがえた一方で、会計基準設定主体としては、不確定な要素が多く、状況を常に監視しつつも、慎重な対応が必要であるとの姿勢がうかがえた。また、サイバー・リスクへの対応や会計・監査における IT 技術の活用に関する話題も多く取り上げられ、会計知識を超えた能力が求められているとの認識を新たにした。

その一方で、本大会の参加者の最重要な目的は、米国資本市場の健全性を強化するために財務諸表作成者と利用者とのコミュニケーションを強化することであり、IT 技術はそのツールとして活用すべきものであること、また、高品質な比較可能性のある財務情報を提供していくために、基準設定主体、規制当局、会計監査人と市場関係者間の対話が重視されているとの印象を受けた。